

議案第12号

養父市元気な養父づくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

養父市元気な養父づくり応援寄附条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市元気な養父づくり応援寄附条例の一部を改正する条例

養父市元気な養父づくり応援寄附条例（平成20年養父市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 企業版ふるさと納税を活用した事業

第3条第2項中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号 養父市元気な養父づくり応援寄附条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 前条の目的のため、寄附者の想いを具現化するための事業は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ともに生きる地域づくりに関する事業</p> <p>(2) ともに支え合う福祉のまちづくりに関する事業</p> <p>(3) ともに守り育てる伝統・伝承文化に関する事業</p> <p>(4) ともに創造する芸術文化に関する事業</p> <p>(5) ともに育む子育て支援に関する事業</p> <p>(6) ともに守る自然保護及び森林保全に関する事業</p> <p><u>(7) その他元気な養父づくりに資する事業</u> (寄附金の使途指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 寄附者が前条第1号から第6号に掲げる事業の指定を行わなかった場合、又は前条第7号を指定した場合は、まちづくりの課題等に応じて、市長が事業の指定を行うものとする。</p>	<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 前条の目的のため、寄附者の想いを具現化するための事業は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ともに生きる地域づくりに関する事業</p> <p>(2) ともに支え合う福祉のまちづくりに関する事業</p> <p>(3) ともに守り育てる伝統・伝承文化に関する事業</p> <p>(4) ともに創造する芸術文化に関する事業</p> <p>(5) ともに育む子育て支援に関する事業</p> <p>(6) ともに守る自然保護及び森林保全に関する事業</p> <p><u>(7) 企業版ふるさと納税を活用した事業</u></p> <p><u>(8) その他元気な養父づくりに資する事業</u> (寄附金の使途指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 寄附者が前条第1号から第6号に掲げる事業の指定を行わなかった場合、又は前条第8号を指定した場合は、まちづくりの課題等に応じて、市長が事業の指定を行うものとする。</p>